

## 入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）及び郡山自然の家除去土壌等搬出業務委託に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

### 1 発注者（契約権者）

福島県郡山自然の家所長 平久井 淳

### 2 入札に付する事項

- (1) 件 名 郡山自然の家除去土壌等搬出業務委託
- (2) 委託業務番号 第 18-70910-0001 号
- (3) 業務の仕様等 仕様書（設計書）のとおり
- (4) 委託期間 契約締結日から平成 31 年 3 月 29 日まで

### 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立をしている者若しくは申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による民事再生手続開始の申立をしている者若しくは申立がなされている者にあっては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に該当しない者であること。
- (5) 本公告に示した仕様に合致した業務又はこれと同規模程度の除染業務においての履行実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。

### 4 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、上記 3 に掲げる必要な資格の確認を受けるため、一般競争入札参加資格確認申請書（様式 1、以下「資格確認申請書」という。）に次の書類等を添付し、下記 5 の（1）に示す場所に提出し、当該資格の確認の申請をすること。
  - ア 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式 2）
  - イ 入札保証金納付免除関係書類（様式 6）
- ※ 入札保証金納付免除申請者が提出

ウ 履行実績証明書（様式7）

※ 様式1の添付書類及び上記イのうち財務規則第249条第1項第2号による免除申請者が添付する

エ 履行実績証明願（様式8）

※ 様式1の添付書類又は上記イによる免除申請者で必要がある場合に提出

（2）資料作成等に要する費用は入札者の負担とし、いったん受領した書類は返却しない。

5 契約条項等を示す場所等

（1）契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 963-0213

住 所 郡山市逢瀬町多田野字中丸山46

機関名 福島県郡山自然の家

掲示期間 平成30年11月7日（水）から平成30年11月21日（水）まで

電話番号 024-957-2111

FAX 024-957-2112

（2）資格確認申請書の提出期間及び提出場所

ア 提出期限

平成30年11月13日（火）（月曜日及び祝日を除く。）午後4時までとする。

イ 提出場所

福島県郡山自然の家事務室

ウ 入札参加資格確認申請書の提出方法

郵送又は持参とする。ただし、郵送による場合には書留郵便により行うこと。

エ 入札参加資格確認結果

一般競争入札参加資格確認申請書の審査結果については、一般競争入札確認通知書（様式3）により通知する。

（3）入札及び開札の日時、場所

日 時 平成30年11月27日（火）午後1時30分

場 所 福島県郡山市逢瀬町多田野字中丸山46

福島県郡山自然の家 第1研修室

6 入札書の提出方法

（1）入札書は、指定の入札書（様式4）に必要とする事項を記載し、上記5の（3）に示す提出日時及び場所へ持参すること。（郵便による入札は認めない。）

（2）入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格確認通知者（様式3）の写し

イ 委任状（様式5） ※代理人が出席して入札する場合

（3）入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り

捨てた金額) をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印(外国人の署名を含む。以下同じ) をすること。
- ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名を記入し押印をすること。

## 7 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札金額の 100 分の 3 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、現金(現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証したものに限る。)で納めるか、又はその納付に代えて担保として財務規則第 169 条第 1 項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第 249 条第 1 項各号(別記 1)に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。その際、入札保証金納付免除申請書(様式 6)を提出すること。なお、財務規則第 249 条第 1 項第 1 号による免除を申し出る場合は、当該入札保証保険契約を締結したことを証する書面(保険契約に係る保険証券)を、第 2 号による免除を申し出る場合は、上記 4 の(1)履行実績証明書(様式 7)又は履行実績証明願(様式 8)を添付すること。
- (4) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

## 8 最低制限価格

最低制限価格を設定する。

## 9 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記 5 の(3)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は上記 6 の(2)で指定する書類の確認を受けるものとする。  
なお、入札保証金を納付する者は、納付した領収書を提示して確認を受けること。
- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に係る職員を立ち会わせて行うものとする。
- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札の付することができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。

## 10 入札参加者に要求される事項

入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県郡山自然の家所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 11 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。  
この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、一般競争入札仕様書等に関する質問・解答書（様式9）により平成30年11月13日（火）午後4時までに福島県郡山自然の家所長に説明を求めることができる。  
福島県郡山自然の家所長は、一般競争入札仕様書等に関する質問・解答書（様式9）により速やかに福島県郡山自然の家ホームページに掲示して回答する。
- (2) 入札者は、持参により入札書を提出する場合、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とする。なお、入札者は、代理人をして入札する場合は、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (3) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (4) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。  
ア 契約の履行に当たり故意に不正の行為をした者  
イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者  
ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者  
エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者  
オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることができる。
- (6) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- (7) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引替え又は撤回をすることができない。

## 12 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることができる。

## 13 入札の無効

- 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札  
(2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札  
(3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札  
(4) 委任状を持参しない代理人のした入札  
(5) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札  
(6) 鉛筆書きによる入札

- (7) 日付、記名、押印を欠く入札
- (8) 金額を訂正した入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (10) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない  
入札又は後発の入札
- (11) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (12) その他県において特に指定した事項に違反した入札

#### 14 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効  
な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者に  
くじを引かせて落札者を定める。  
この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて  
当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167  
条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

#### 15 契約保証金

- (1) 落札者は契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関  
又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納め  
るものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する  
有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第229条第1項各号（別記2）のいずれかに該当する場合においては、契約  
保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第231条及び第233条による。

#### 16 契約書等の作成

- (1) 契約書を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、  
発注者が指定した期日までに契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名  
押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記（1）に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消す  
ことがある。

#### 17 契約条項

委託契約書（案）による。

18 当該契約に関する事務を担当する部門

郵便番号 963-0213

住 所 郡山市逢瀬町多田野字中丸山46

機関名 福島県郡山自然の家 事務室

電話番号 024-957-2111

F A X 024-957-2112

別記1

福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第249条 前条の規定のかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 施行令第167条の5第1項又は第167条の11第2項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、一般競争入札に参加しようとする者が、当該資格を有する者であって、過去年間に国（予算決算及び会計令第99条第9号の掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3) 1件500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (4) 試験研究、調査等の委託期間を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (5) その他別に定めるとき

別記2

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第229条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2項の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第2項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 施行令第167条の5第1項又は第167条の11第2項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であって、過去2年間に国（予算決算及び会計令第99条第9号の掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。第249条第1項第2号において同じ。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。第249条第1項第2号において同じ。）又は地方独立行政法人（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。第249条第1項第2号において同じ。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 隨意契約を締結する場合において、請負代金又は契約金額の額が50万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1件500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。

(7)から(16)まで (省 略)